

市民動物園会議動物福祉部会

第2回会議

日時：令和4年11月15日（火）

15：00～17：00

場所：円山動物園プラザ

次 第

- 1 開会
- 2 第1回会議の総括
- 3 円山動物園動物福祉規程案について
- 4 円山動物園動物福祉基準案について
- 5 円山動物園安楽死処置ガイドライン案について
- 6 動物福祉に関する評価方法について
- 7 次回会議の予定について
- 8 閉会

【配布資料】

- 資料1 第1回動物福祉部会のまとめ
- 資料2 動物福祉規程等修正箇所の概要
- 資料3 札幌市円山動物園動物福祉規程比較表（修正案）
- 資料4 札幌市円山動物園動物福祉基準（修正案）
- 資料5 札幌市円山動物園動物安楽死処置実施ガイドライン（修正案）
- 資料6 （別紙1）安楽死処置検討会議記録
- 資料7 （別紙3）生活の質評価シート（HHHHMM スケール）
- 資料8 動物福祉評価方法について

第 1 回動物福祉部会のまとめ

1 動物福祉規程案

(1) 円山動物園独自の項目

項目	条項	内容
ふれあい	第 4 条第 1 項 第 2 項	野生動物とのふれあいの機会を提供する場合、市民動物園会議の承認を得なければならない。家畜及び愛がん動物種であっても同様。
安楽死処置	第 6 条	どのような場合に安楽死処置を検討するかについて定めた。

(2) 委員からのご意見

委員	ご意見
山梨委員 本田委員	「ふれあい」と「研究」が第 4 条にまとめられているが、違う事項ではないか。
山梨委員	第 4 条第 3 項において、調査研究の際に事前の評価が必要な条件が、「飼育下の野生動物」かつ「動物福祉に影響する可能性がある」場合と限定しているが、家畜種でも影響の可能性があり、また事前審査では動物福祉に影響する可能性があるかを審査するので違和感がある。

2 動物福祉基準案

(1) 円山動物園独自の項目

項目	条項	内容
環境エンリッチメント	第 7 条(1)	環境エンリッチメントについて、定期的な安全性確認、評価及び見直しを行い、記録する。

(2) 委員からのご意見

委員	ご意見
長倉委員	第 10 条(7)アの条文について、JAZA では当初この条文を入れる検討をしていたが、現在は動物福祉とは意味合いが違うので削除する方向で検討しているところ。
小針委員	第 10 条(3)エにおいて、災害時の計画作成等について書かれているが、人への危害防止の内容であり動物福祉とは違うのではないか。災害時の動物自身についてのセーフティーネット条項があってもいいのではないか。
本田委員	評価では職員の主観や言語化できない部分をどう入れるかが重要。

3 円山動物園安楽死処置実施ガイドライン案

委員からのご意見

委員	ご意見
長倉委員	動物福祉部会の意見を聴く際の 2/3 の賛成という部分について、その時点で委員が賛成・反対といった態度をとすることは難しい。
山梨委員	上記の点について、賛成・反対するのは非常に難しいので、この判断に問題があると思ったら、誰かが指摘するような仕組みがよい。安楽死処置の判断基準は生活の質であることを、規程第 6 条に明示してはどうか。

修正箇所の概要（第2回動物福祉部会）

1 動物福祉規程案

条項 ※括弧内は修正前の条項	条文	内容
第3条第2項 (同じ)	<u>自己評価の実施は、施設整備状況などの客観的評価と動物専門員の経験に裏付けされた主観的評価の両側面から行わなければならない。</u>	第1回会議の本田委員の「評価の際には職員の主観も重要である」との意見を受け、評価実施における考え方を新規追加。
第5条 (第4条第3項)	調査研究において、野外での野生動物を対象とする場合は対象種と環境に与える影響を最小限とし、また、飼育下の野生動物を対象とする場合は、動物福祉に影響しない場合を除き、事前に実施内容について内部で評価しなければならない。	第4条第3項に記載していた「調査研究」の項目を第5条として分離。 第1回会議の山梨委員の「家畜種でも影響の可能性がある」とのご意見を受け、後段の「飼育下の野生動物」を「飼育下の動物」に変更。
第7条 (第6条)	飼育動物を安楽死処置とするかについては、 <u>対象傷病動物の生活の質を念頭に置き</u> 、以下の条件のいずれかに該当した場合に、検討することとする。	第1回会議の山梨委員の「安楽死処置の判断基準は生活の質であることを、規程第6条に明示してはどうか。」のご意見を受け、文言を追加。

2 動物福祉基準案

条項 ※括弧内は修正前の条項	条文	内容
第10条(3)エ (同じ)	関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画を <u>動物福祉の観点を踏まえ</u> あらかじめ作成するものとし、職員は、緊急事態が発生したときは、速やかに、飼育動物の保護並びに飼育動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。	第1回会議の小針委員の「エで災害時の計画作成等について書かれているが、人への危害防止の内容であり動物福祉とは違うのではないか。」のご意見を受け、緊急時の計画に記載する動物への対応については、動物福祉に配慮した内容にすることを規定。
第10条(3) (同じ)	人への危害の防止 <u>及び災害等緊急時の対応</u>	上記のとおり緊急時対応の内容記載していることから、項目名を変更。

なし (第 10 条(7)ア)	機能障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、来園者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。	長倉委員の情報によると、JAZA ではこの条項を削除予定とのこと。内容が動物福祉というよりは伝え方の問題なので削除する。
--------------------	--	--

3 安楽死処置実施ガイドライン

条項 ※括弧内は修正前の条項	条文	内容
第 3 条(1)ア (同じ)	対象動物を所管する飼育展示担当係長、動物診療担当係長、動物診療担当課獣医師及び対象動物の飼育担当者が所属する班の職員により、安楽死処置検討会議を実施する。検討の内容を、別紙 1「安楽死処置検討会議記録」に記録し、 <u>飼育展示担当係長、動物診療担当係長、班長、担当動物専門員は、発意者として署名を行う。</u>	記録するのみでなく、発意者の署名について規定。
第 3 条(1)イ (なし)	<u>動物診療担当係長は、安楽死処置検討会議記録を承認者である園長、飼育展示課長、動物診療担当課長へ回議を行う。承認者は、安楽死処置検討会議記録に署名を行う。</u>	発意の承認に関する手続きを規定。
第 3 条(1)ウ (イ及びウ)	前項の検討会議の結果、安楽死処置の必要性が高い場合は、 <u>円山動物園(担当：動物診療担当係長)は、市民動物園会議動物福祉部会(以下、「動物福祉部会」という。)にメール会議方式により安楽死処置検討会議の結果を報告し、動物福祉部会各委員は報告内容に意見がある場合には回答する。</u>	動物福祉部会への意見聴取について、2/3 の賛成ではなく、意見がある場合には回答をいただく方法に変更。
第 3 条(1)エ (ウ)	<u>円山動物園園長は、検討会議の結果及び動物福祉部会各委員の意見等を踏まえ、安楽死処置の実施について要否を判断決定する。</u>	円山動物園としての実施判断について規定。

※ その他、文言修正等あり。

札幌市動物園 動物福祉規程 比較表

JAZA 動物福祉規程	札幌市円山動物園動物福祉規程（案）	札幌市動物園条例	備考
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、(公社)日本動物園水族館協会（以下「協会」という）に加盟する会員が行う活動のうち動物福祉に関して必要な事項を定め、動物福祉を適正な水準で推進することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、札幌市動物園条例（以下、「条例」という。）第8条第2項に基づき円山動物園が遵守すべき動物福祉に関する必要事項を定め、良好な動物福祉を確保することを目的とする。</p>		目的
<p>（動物福祉の定義）</p> <p>第2条 動物福祉とは、世界動物園水族館協会が定める定義に準拠し、飼育および展示における個々の動物の身体的および心理的状态のことをいう。</p>		<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(4) 動物福祉 動物が置かれた環境に起因する動物の身体的状態及び心理的状态をいう。</p>	動物福祉については、市条例で定義。その他、定義が必要な語句はなし。
<p>（動物福祉の向上にむけた責務）</p> <p>第3条 会員および園館職員は、この規定を誠実に履行し、順守する義務および動物園および水族館で飼育管理する動物の動物福祉の向上に取り組む責務を負う。</p> <p>2 会員および園館職員は、動物の飼育管理にあたり、栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関して科学的根拠に基づいて自ら定期的に動物福祉を評価し、別に定める動物福祉基準に基づいた動物の飼育管理および施設運営を行わなければならない。</p> <p>3 会員および園館職員は、動物福祉の向上を図るための研修会および講習会に定期的に参加するほか、知識の向上等をはからなければならない。</p>	<p>（動物福祉の向上にむけた責務）</p> <p>第2条 動物の飼育管理にあたり、栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域に関して動物福祉基準を整備し、本基準に基づき動物の飼育管理および施設運営を行わなければならない。</p> <p>2 職員は、動物福祉の向上を図るための研修会および講習会に定期的に参加するほか、知識の向上等をはからなければならない。</p>	<p>（円山動物園における良好な動物福祉の確保）</p> <p>第12条第5項 円山動物園の業務について管理又は監督の地位にある職員は、飼育動物の飼育、診療等に関する業務において、良好な動物福祉の確保が図られるよう、組織管理体制の整備に特に意を用いなければならない。また、円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員は、当該業務が飼育動物の生命、健康状態等を左右する重大な業務であることを自覚し、当該業務の遂行に当たっては、良好な動物福祉の確保が図られるよう、特に意を用いなければならない。</p>	基準の整備を規程
<p>（動物福祉の評価）</p> <p>第4条 会員は、動物福祉の適正な水準の実現にむけ、協会が実施する動物福祉の評価を定期的に受け、その指導および勧告等を行う義務と責任を負う。</p> <p>2 前項に規定する評価を行うにあたっては、前条の趣旨に即し別に定める要領に基づき、会員の中から選任された評価員をもって行うものとする。</p> <p>3 第1項の規定による評価の結果は、会員に報告するものとする。</p>	<p>（動物福祉の自己評価）</p> <p>第3条 園長は、条例第12条第1項に基づく市民動物園会議の評価を受けるため、動物福祉評価委員会を組織し、飼育動物における動物福祉の自己評価を実施しなければならない。</p> <p>2 <u>自己評価の実施は、施設整備状況などの客観的評価と動物専門員の経験に裏付けされた主観的評価の両側面から行わなければならない。</u></p> <p>3 動物福祉評価委員会は、園長を委員長とし円山動物園職員の中から選出することとする。</p>	<p>（円山動物園における良好な動物福祉の確保）</p> <p>第12条 市は、円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に市民動物園会議の評価を受けなければならない。</p> <p>2 市は、前項の評価の結果を円山動物園の業務運営の改善に適切に反映させるとともに、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。</p>	円山動物園動物福祉自己評価実施要領（仮）

JAZA 動物福祉規程	札幌市円山動物園動物福祉規程（案）	札幌市動物園条例	備考
	<p>4 動物福祉評価委員会の運営及び自己評価の方法等については、別に園長が定めることとする。</p>		
<p>(教育活動)</p> <p>第5条 動物を用いた教育活動は、動物福祉の向上を常に考慮して実施し、次の各号に適合し、生物多様性や野生生物の保全に寄与する内容とする。</p> <p>(1) 動物とのふれあい等に際しては、人と動物双方に対し、有害となる方法での活動を行わないこと。</p> <p>(2) 教育機関や研究機関との連携を図り、教育活動を通じて広く正しい知識の普及に寄与するものであること。</p> <p>(3) 動物に係わる情報発信に関しては動物の自然な行動に焦点を当て、動物の健康を害する危険性がある行動、過度な擬人化は行わないこと。</p>	<p>(教育（ふれあい）)</p> <p>第4条 利用者が直接接触する機会（ふれあい）を提供する対象種が家畜及び愛がん動物種であっても、提供にあたっては、良好な動物福祉を確保するとともに、あらかじめその実施内容について市民動物園会議の承認を得なければならない。</p> <p>2 前項の承認については、別紙様式1により審議を依頼するものとする。</p>	<p>(動物の展示及び教育活動における原則)</p> <p>第14条 円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと市民動物園会議が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。</p> <p>(2) 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとすること。</p> <p>(3) 動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。</p>	
<p>(野生生物保全における動物福祉)</p> <p>第6条 保全活動の推進にあたっては、野生個体群においてはその種と環境に与える影響を最小限とし、飼育下個体群においては動物福祉の向上を常に考慮しなければならない。</p>	<p><u>(調査研究)</u></p> <p><u>第5条 調査研究において、野外での野生動物を対象とする場合は対象種と環境に与える影響を最小限とし、また、飼育下の野生動物を対象とする場合は、動物福祉に影響しない場合を除き、事前に実施内容について内部で評価しなければならない。</u></p>		<p>調査研究においては、事前の外部評価は難しいため、内部評価とする。（現在の決裁と実質、変わらないため、決裁を簡略化したい）</p>
<p>(関連法令の遵守等)</p> <p>第7条 動物の収集・輸送・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努め、動物福祉基準に基づいたものとする。</p> <p>2 動物の飼育および展示にあたっては、特に「動物の愛護および管理に関する法律」（昭和48年法律105号）および「展示動物の飼養および保管に関する基準」（平成25年告示第83号）を正しく認識し、その遵守に努めること。</p> <p>3 生物多様性委員会の定める JAZA コレクションプラン（JCP）の</p>	<p>(関連法令の遵守等)</p> <p>第6条 動物の収集・輸送・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努め、動物福祉基準に基づいたものとする。</p> <p>2 動物の飼育および展示にあたっては、特に「動物の愛護および管理に関する法律」（昭和48年法律105号）および「展示動物の飼養および保管に関する基準」（平成25年告示第83号）を正しく認識し、その遵守に努めること。</p> <p>3 関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に</p>		

JAZA 動物福祉規程	札幌市円山動物園動物福祉規程（案）	札幌市動物園条例	備考
<p>方針、ならびに適正施設ガイドラインに基づいたものとする。</p> <p>4 関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に努めること。</p>	<p>努めること。</p>		
	<p>(安楽死処置)</p> <p>第7条 飼育動物を安楽死処置とするかについては、<u>対象傷病動物の生活の質を念頭に置き</u>、以下の条件のいずれかに該当した場合に、検討することとする。</p> <p>(1) 対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療をしても、回復の見込みがないと二人以上の獣医師が判断した場合。</p> <p>(2) 対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。</p> <p>(3) 対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復する見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。</p> <p>(4) 対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、安楽死処置以外に苦痛の緩和方法がないと二人以上の獣医師が判断した場合。</p> <p>(5) 人や他の動物に蔓延する可能性がある感染症が疑われ、感染拡大を防ぐ方法として、その動物を淘汰することが最も適切であると二人以上の獣医師が判断した場合。</p> <p>(6) 突発的な事故により、動物が回復不可能と予想される傷病を負い、著しく動物が苦痛を感じていると予想されると二人以上の獣医師が判断した場合。</p> <p>(7) 保護搬入された傷病野生動物において、野生復帰が困難であり、かつ当園で終生飼育することが困難であると飼育担当者、獣医師が判断した場合において、石狩振興局との協議により安楽死処置が妥当と判断された場合。</p> <p>2 前項(7)に該当する場合を除き、安楽死処置の実施にあたっては、事前に市民動物園会議の意見を聴くことし、実施後は市民動物園会議への実施報告及び一般への公表を必要とする。ただし、</p>		<p>安楽死処置の検討については、ガイドラインの検討を参照</p>

JAZA 動物福祉規程	札幌市円山動物園動物福祉規程（案）	札幌市動物園条例	備考
	前項(5)または(6)に該当する場合は、市民動物園会議への意見聴取を省略できる。		
<p>(改善勧告等)</p> <p>第8条 第4条に定める動物福祉の評価の結果、第5条および第6条、並びにその他要綱で定める基準に適合しないことにより、飼育動物の動物福祉が著しく損なわれると認めるときは、定款の定めに基づいて、会員に対し、その事態を除去するために必要な限度において、動物の管理方法若しくは施設を変更すべきことを勧告し、会員資格の一部または全部を停止することができる。</p> <p>2 会員は、前項における指導および改善勧告を受けた場合、30日以内に改善計画を提出するものとする。</p>			規程しない
<p>(動物福祉委員会)</p> <p>第9条 この規程の目的を達成するため、動物福祉委員会を設置するものとし、その内容については要綱をもって別に定める。</p>		<p>(市民動物園会議)</p> <p>第23条第8項 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、市民動物園会議に臨時委員を置くことができる。</p> <p>9 市民動物園会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。</p>	
<p>(要綱および動物福祉基準)</p> <p>第10条 細目はこの規程に定めるもののほか、動物福祉評価実施要綱および動物福祉基準を別に定める。</p>			※第2条で基準の整備を、第3条で自己評価方法等について記載
<p>(改廃)</p> <p>第11条 この規程の改廃は、理事会において決し、総会の承認を得なければならない。</p>		<p>(円山動物園における良好な動物福祉の確保)</p> <p>第12条第3項 市は、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴くものとする。</p>	
	<p>附則</p> <p>1 本規程は、令和4年 月 日より施行する。</p> <p>2 本規程は、1年ごとに見直し、必要に応じて更新することとする。</p>	<p>(良好な動物福祉の確保)</p> <p>第8条第3項 動物園は、最新の科学的知見及び専門的な助言に基づき、動物福祉規程について、定期的に見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。</p>	定期的な見直しの期間を1年ごとと具体的に記載

札幌市円山動物園動物福祉基準

令和 年 月 日策定

(取り組みの原則)

第1条 この基準で定める動物福祉の向上に向けた取り組みの原則を以下のとおりとする。

- (1) 動物福祉は様々な物理的要素によってプラスにもマイナスにも影響を受ける可能性があり、動物福祉を向上させるためには飼育動物がその種に特有な環境と行動を適切に選択でき、さらにコントロールできることが重要な要素である。
- (2) 栄養、環境、健康、行動、精神状態の5つの領域モデルを活用し、飼育動物の状態を観察・評価を行い、必要な体制整備し、安全管理等を行うことにより、動物福祉の向上に向けて常に尽力しなければならない。
- (3) 飼育動物の健康状態が疾病障害等で著しく損なわれていると判断した場合、生命の尊厳に配慮し、その動物から可能な限り苦痛を取り除くことを目的として、必要に応じて人道的な安楽死処置を実施する責を負う。
- (4) 飼育動物について、動物福祉や保全等に関する適切な調査研究やその他の学術活動に積極的に関わる責を負う。

(用語の定義)

第2条 本基準で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 飼育動物
原則として、円山動物園で飼育するすべての動物をいう。
- (2) 飼育施設
動物の飼育管理のために提供されるすべての施設を指し、屋内施設及び屋外運動場の双方を含む。
- (3) デモンストレーション
人と飼育動物のふれあいの機会の提供、興行、商業的な撮影等をいう。これには、園外で行われる出張イベント等も含まれる。
- (4) 環境エンリッチメント
動物に関する科学的な知見をもとに、動物の持つ行動及び生理的な要求に応え動

動物福祉を良好にするために、動物が取りうる選択肢を増やし、種に特異的な行動や認知能力の発揮など、動物本来の性質の発現を促す飼育環境の整備と管理方法を改善することをいう。

(良好な動物福祉の実現を妨げる行為の禁止)

第3条 飼育動物の良好な動物福祉の実現を妨げると考えられる次の各号を禁止する。

- (1) 当該個体の身体的あるいは行動上の健全さ、発育、心理的健康を損なうような物理的な制裁を使った訓練手法
- (2) 動物の身体的ないし心理的健康に有害なデモンストレーション
- (3) 動きを著しく制限し心理的健康を損なうような何もない飼育施設への閉じ込め
- (4) 審美的な見地による外科手術及び問題行動の外科的解決
- (5) 来園者からの無制限の給餌
- (6) 種の保全状況を損なうと考えられる野生動物の入手及びそれを助長するような相手先からの入手

(動物の栄養に関する基準)

第4条 動物の飼育管理にあたり、適正な給餌及び給水とその衛生の維持のため、次の取り組みを実施する。

(1) 適正な給餌及び給水

ア 種ごとの給餌計画を策定し、管理すること。なお、この給餌計画は飼育動物の成長及び繁殖状態を考慮し定期的に見直すこと。

イ 飼育動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。

ウ 飼育動物の飼育及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。

エ 社会的なグループの中で、他の動物からの汚染、優位性及び競争を防ぎ、すべての個体がいつでも十分に利用できるような方法で、給餌及び給水を行うこと。

(2) 給餌の衛生管理

ア すべての調餌エリアは、衛生的に保つこと。

イ すべての餌は、劣化、カビ、汚染から適切に保護されている施設に保管するこ

と。

ウ 飼育施設内の給餌場所、給水場所を衛生的に管理し、汚染リスクが最小限に抑えられ、必要十分な量が提供されていること。

(3) 生きた脊椎動物を給餌する場合の注意事項

生きた脊椎動物を他の動物に給餌する場合は、動物福祉評価委員会において倫理的審査を行い、給餌される動物の苦痛を軽減し、飼育動物の良好な動物福祉にとって絶対的に必要な場合にのみ実施すること。

(動物の飼育環境に関する基準)

第5条 動物を飼育管理にあたり、飼育施設等について次の取り組みを実施する。

(1) 飼育施設の設計

ア 動物の飼育施設の設計にあたっては、その動物の生涯にわたる基本的な身体的・行動的要求を満たし、常に自然で正常な行動を促すための適切な複雑さを提供すること。

イ 個々の動物が自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐなど、日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。

ウ 飼育施設のすべての動物に、隠れ場、遊び場等の設備及び器具等を備えた豊かな飼育及び保管の環境を整え、常に自由にアクセスできるように努めること。

エ 過度なストレスがかからないように、適切な湿度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、またはそのような状態に保つための設備を整えること。

オ 屋外または屋外に面した場所にあたっては、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。

(2) 飼育施設の衛生管理

ア 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

イ 飼育設備は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。

ウ 飼育設備の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。

エ ケージ等の清掃を一日一回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼育又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。

オ ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

カ ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする

キ 適切な飼育管理、健康管理をするため、飼育動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるよう諸条件を確保すること。

ク 動物に感染症が確認された場合は、あらかじめ定めた防御及び制御を直ちに実施し、その拡大防止等に努めること。

(3) 飼育施設の安全管理と動物の脱出防止等

ア 飼育施設について日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼育及び保管する飼育動物の数及び状態を確認すること。

イ 施設は、飼育動物が逸走できない構造及び強度とすること。

ウ 動物の逸走を防止するため、飼育施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

エ 飼育設備は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること

オ 平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、災害発生時等における動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

カ 施設の構造並びに飼育及び保管の方法は、職員が危険を伴うことなく作業ができるものとする

(4) 水生動物及び海洋動物で特に配慮すべき事項

ア 飼育水には有害な汚染物質が含まれてはならず、必要に応じてろ過などを行うこと。

イ 飼育水の水温、水質、水流、飼育施設の光量などはその動物に適したものである。

ウ 水質（pH、塩分濃度、酸素濃度、アンモニア、亜硝酸塩、硝酸塩等）は適切に訓

練された人員のよって定期的に検査し、その動物に適した値内に維持されること。

(5) 動物の移動

ア 動物の輸送及び移動は、適用されるすべての地域、国内及び国際的な法律、規範、基準及びガイドラインに準拠すること。

イ 輸送及び移動中の良好な動物福祉と安全の確保及び動物による危害の防止のため、適切な輸送または移動の計画を策定し実施すること。

ウ 動物福祉に配慮した輸送等を行うため、動物の種類、性別、性質及び群れでの管理等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、飼育動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。

エ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

オ 輸送及び到着時に、関係書類を含め、獣医師等による適切な検査を行うこと。

(動物の健康に関する基準)

第6条 飼育管理する動物の健康の維持等にあたり、次の取り組みを実施する。

(1) 獣医学に基づく疾病予防及び治療の実施

ア 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努め、必要に応じてワクチン接種や寄生虫予防または駆除等を実施すること。

イ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。この際、傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分に認識して対応すること。

ウ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

エ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明及び再発防止を図るため、獣医学的な見地から適切な措置を講じること。

(2) 飼育管理する動物に対する苦痛の軽減

ア 飼育動物の飼育及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。

イ 非侵襲型の個体識別方法を基本とし、外科的処置による識別を実施する場合は、その苦痛を最小限にすること。

ウ 避妊や去勢は、個体数管理が必要とされる場合に行うことを原則とし、副作用等の影響を熟考した上で決定すること。

(3) 終生飼育の原則

ア 希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼育動物が終生飼育されるよう努めること。ただし、動物福祉規程第6条第1項で定める場合で、安楽死処置を行う場合は、この限りではない。

イ 前号のただし書きにおいて、やむを得ず安楽死処置を行う場合は、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師によって行われなければならない。

(4) 動物由来感染症対策と衛生動物の防除

ア 飼育動物、職員及び来園者における人と動物の共通感染症を含む感染症対策を実施し、その実現に向けて感染症対策マニュアルの策定及び感染症発生時の危機管理プランを策定すること。

イ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

(5) 飼育施設に動物を導入する場合の注意事項

ア 他の施設から譲り受け、若しくは借り受けた動物を新たに施設内に導入する場合は、原則として検疫施設で当該動物が健康であることを確認すること。この際、健康状態の確認が終わるまでは、他の動物との接触、展示、販売又は貸出しをしないこと。

イ 当該動物の健康状態の確認は、目視及び感染症等の検査を実施するとともに、導入に係る相手方等からの聴取りにより確認すること。

ウ 当該動物の飼育環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。

(6) 動物が死亡した場合の取り扱い

ア 飼育動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

イ 飼育動物が死亡した原因を究明するため、必要に応じて剖検を行うこと。

ウ 剖検を行うにあたっては、汚水・悪臭の防止に努め、適切な環境衛生の管理を行うこと。

(7) 記録の保存

施設管理、動物管理（個体毎または群れの状態、繁殖の実施状況を含む）、獣医学的処置、健康と動物福祉に関する情報は、飼育員による観察と記録によって一定期間の長期に亘って保存すること。

(動物の行動に関する基準)

第7条 飼育管理する動物の適切な行動の発現にむけ、次の取り組みを実施する。

(1) 環境エンリッチメント

ア 飼育動物に対して可能な限り環境エンリッチメントを行い、常に自然で正常な行動を発現できる環境を用意することに努めること。

イ 取り組んでいる環境エンリッチメントは、定期的に安全性の確認、評価及び見直しを行い記録しなければならない。

(2) 生理生態に配慮した管理

ア 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成及び性比等を考慮し、できるだけ複数で飼育及び保管すること。

イ 異種または複数の飼育動物を同一施設内で飼育または保管する場合には、ケージ等の構造もしくは配置または同一のケージ等に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ウ 社会的グループを形成する種の個体は、獣医学的目的のために必要な場合、またはその他の理由（切迫した出産など）により正当化される場合や、隔離が個体の動物福祉を損なわない場合を除き、隔離して収容しないこと。

(3) 繁殖及び幼齢動物の飼育における配慮

ア 飼育動物を繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

イ 動物の生態に合わせて、親子等をともに飼育できるように努めること。特に幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼育すること。

(4) 動物のトレーニング

ア 飼育動物のトレーニングは、健康管理を目的とし、動物の自発的な行動を促す方法によることを原則とすること。

イ 鎖やロープなど、動物を拘束しなければならない場合は、医療介入または輸送

中の動物とスタッフの安全性を確保する場合等のみに認められる。この場合、拘束は必要最低とし、動物福祉に配慮した方法とすること。

(5) 飼育動物と来園者等との交流

ア 動物にデモンストレーションをさせる場合には、デモンストレーション及びその訓練は、動物の自発性を尊重し、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物を殴打し、酷使する等の虐待となるような過酷なものとならないようにすること。

イ 動物を叩いたり強制的に働かせるようなトレーニングではなく、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物の性質を歪めたり、デモンストレーション、訓練等が過酷なものとなったりしないよう配慮しなければならない。

ウ 動物のふれあいに際しては、人と動物双方に対し、有害となる方法での活動を行わないこと。

エ 飼育動物の給餌を適切に管理し、来園者がみだりに食物等を与えない措置を講ずること。

オ 短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において飼育動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼育及び保管の環境の確保に努めること。

カ 移動先にあっても、動物の習性や衛生管理に配慮した施設において飼育及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。

キ 人に危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある飼育動物については、人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ク 動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態及び人と動物双方に対し有害となる方法による撮影等を行わないこと。

(飼育動物の精神状態に関する基準)

第9条 飼育動物の良好な動物福祉の実現に向け、次の取り組みを実施する。

(1) 動物の飼育管理に当たっては、動物のポジティブな身体的及び社会的な経験を促し、ネガティブな経験を軽減することで、総合的に飼育動物の良好な動物福祉を確保するように努めること。

- (2) 職員は、動物の精神的な状態の把握に努め、飼育動物に負の状態が起きるのを最小限にとどめ、同時に、正の状態を促進させるよう努めること。
- (3) 飼育動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるよう諸条件を確保すること。

(動物の管理に関する基準)

第10条 前条までの5つの領域における動物福祉の把握と向上に向けた取り組みに加え動物の飼育管理等に関して、次の取り組みを実施する。

(1) 個体の状況の把握と管理方法

- ア 一日一回以上飼育施設等を巡回し、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を作成し、これを5年間保管すること。
- イ みだりに繁殖させることにより飼育動物の適正な飼育及び保管等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、飼育動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。
- ウ 遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。
- エ 飼育又は保管をする動物の種類及び数は、飼育施設の構造及び規模並びに動物の飼育又は保管に当たる職員数に見合ったものとする。
- オ 飼育動物の適正な飼育及び保管並びに動物が逸走した場合の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の個体を識別する措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うように努めること。

(2) 収集展示計画

- ア 収集する動物は、できるだけ飼育下繁殖したものとする。
- イ 野生から動物を入手する場合は、必要最小限とし、その場合、入手は適法であることはもちろん、種の保全について十分な配慮のもとで行われること。
- ウ 動物の移動に関しては、野生動物の保全・動物福祉の向上の努力を損なう

動物の商取引を強化することがないように配慮すること。

エ 収集する動物は、当該施設における展示計画及び繁殖計画の中で、あらかじめ明らかな役割が与えられていること。

オ 性別、年齢、血縁等が収集の目的及び条件に合っていること。

カ 野生動物救護等の目的で保護した個体を展示する場合についても、その動物の状態に応じて動物福祉に配慮した適切な取り扱いを行うこと。

(3) 人への危害の防止 及び災害等緊急時の対応

ア 人に危害を加えるおそれ等のある飼育動物が来園者に接触することができない構造にするとともに、飼育動物を観覧する場所と施設との仕切りは来園者が容易に越えられない構造にすること。

ウ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等に鑑み、人に危害を加えるおそれが高い動物（以下「人に危害を加える等のおそれのある飼育動物」という。）が逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

エ 関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画を 動物福祉の観点を踏まえ あらかじめ作成するものとし、職員は、緊急事態が発生したときは、速やかに、飼育動物の保護並びに飼育動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

オ 人に危害を加える等のおそれのある飼育動物が逸走した場合には、速やかに来園者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとともに、逸走した飼育動物の捕獲等を行い、飼育動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

カ 動物の飼育又は保管をする場合にあっては、動物の逸走時及び災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制を整備するほか、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

キ 毒蛇等の有毒動物を飼育及び保管する場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、飼育動物に

よる人への危害の発生の防止に努めること。

ク 飼育動物の飼育及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、来園者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理するように努めること。

ケ 飼育動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うように努めること。

コ 人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めること。

(4) 排水等の管理

排水等を適切に管理するため、排水に関する設備の掃除を定期的に行なうこと。

(5) 適切な飼育管理等のための人員体制

ア 飼育動物の飼育及び保管並びに来園者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼育及び保管の経験を有する専門の職員、又はその監督の下に行われるように努めること。

イ 職員に対して必要な教育訓練を行い、飼育動物の保護、飼育動物による事故の防止及び来園者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発に努めること。

(6) 飼育動物の研究

ア 研究及び教育において飼育動物を使用する場合は、動物福祉への影響を考慮し、いかなる負の影響も実施する前に評価を行わなければならない。

イ 動物に大幅な外科的介入や負担をかけるような研究を実施しないことを原則とする。

ウ 医学研究における支援を目的に計画された動物に負担をかける手順は、飼育動物では行わない。なお、日常の業務手順を行う際に、採取した組織や死体からの試料収集についてはこの限りではない。

(7) 飼育動物に関する情報提供

~~ア 機能障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、来園者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。~~

ア 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並

びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、来園者の動物及び動物福祉に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。

- イ 飼育動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かささないこと。
- ウ 来園者と飼育動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼育保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。
- エ 来園者と飼育動物との接触を行う場合には、来園者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。
- オ デモンストレーションは、動物の自然な行動に焦点を当て、動物の健康を害する危険性がある行動、過度な擬人化を行ってはならない。

附則

この基準は令和 年 月 日より施行する

札幌市円山動物園安楽死処置実施ガイドライン（案）

札幌市円山動物園（令和4年 月 日暫定）

1 背景及び目的

当園では、飼育動物の長寿化が進み、また、傷病動物に対し可能な限りの治療を実施しているため、終末期が延長し、生活の質が低下する傾向があった。

世界動物園水族館協会（WAZA）が2015年に示した「野生生物への配慮 世界動物園水族館動物福祉戦略」には、「適切な生活の質が得られなくなった動物は、苦しませることなく迅速に安楽死させるべきである。」と記されており、動物園は動物の福祉の向上のために安楽死処置を実施する必要がある。

このため、安楽死処置の実施と、その際の円滑な意思決定のために本ガイドラインを定めるものとする。

2 安楽死処置の検討発議基準

札幌市円山動物園動物福祉規程（以下、「動物福祉規程」という。）第6条の規定に該当した場合、安楽死処置の実施を検討する。

3 安楽死処置検討から決定までの手順

(1) 動物福祉規程第6条第1項第1号から第4号に該当する場合

ア 発意

対象動物を所管する飼育展示担当係長、動物診療担当係長、動物診療担当課獣医師及び対象動物の飼育担当者が所属する班の職員により、安楽死処置検討会議を実施する。検討の内容を、別紙1「安楽死処置検討会議記録」に記録し、飼育展示担当係長、動物診療担当係長、班長、担当動物専門員は、発意者として署名を行う。

イ 発意の承認

動物診療担当係長は、安楽死処置検討会議記録を承認者である園長、飼育展示課長、動物診療担当課長へ回議を行う。承認者は、安楽死処置検討会議記録に署名を行う。

ウ 報告

前項の検討会議の結果、安楽死処置の必要性が高い場合は、円山動物園(担当：動物診療担当係長)は、市民動物園会議動物福祉部会（以下、「動物福祉部会」という。）にメール会議方式により安楽死処置検討会議の結果を報告し、動物福祉部会各委員は報告内容に意見がある場合には回答する。

エ 要否決定

円山動物園園長は、検討会議の結果及び動物福祉部会各委員の意見等を踏まえ、安楽死処置の要否を決定する。

(2) 動物福祉規程第6条第1項第5号及び第6号に該当する場合

前号に準じて、安楽死処置の要否を判断する。緊急を要するため、動物福祉部会への報告を省略し、安楽死処置を実施出来るものとする。この場合は、実施結果を動物福祉部会へ報告する。

(3) 動物福祉規程第6条第1項第7号に該当する場合

石狩振興局と協議後に、動物福祉部会への報告を実施せずに安楽死処置を実施することが出来る。

4 安楽死処置の実施方法

動物診療担当係獣医師が可能な限り対象動物に苦痛を与えない方法により、鎮静、麻酔を施し、意識が完全に断たれていることを確認したうえで、塩化カリウムを静脈内、腹腔内、心臓内のいずれかに投与する。処置後は眼瞼反射、瞳孔反射、心音の消失を確認する。

5 死体の処理方法

死因の究明のために、原則として病理解剖を実施し、解剖後の死体は焼却処理する。教育材料、研究材料として必要な場合は、標本化する。

6 実施結果広報

動物福祉規程第6条第1項第1号から第6号の理由により安楽死処置を実施した場合は、円山動物園ホームページで広報を行う。

安楽死処置検討会議記録

1 会議実施日・参加者

実施日： 年 月 日 参加者：

2 対象動物

種名： 愛称： 個体 ID： 年齢： 性別：

3 臨床経過

別紙 2 のとおり

4 検討内容

(1) 対象傷病動物が致死性の疾病に罹患しており、治療をしても、回復の見込みがないと二人以上の獣医師が判断した場合。

【 回復の見込みあり 回復の見込みなし 判定不能 】

(2) 対象傷病動物の生活の質が大きく低下し、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。

別紙 3 「QOL・動物福祉評価シート」を用いて評価を実施する。

【 低下している 低下していない 判定不能 】

(3) 対象傷病動物が苦痛を伴っている、または、症状の進行により苦痛を伴うことが予測され、回復の見込みがないと二人以上の飼育担当者が判断した場合。

ア 現在苦痛を伴っているか。

【 伴っている 伴っていない 判定不能 】

イ 症状の進行により、苦痛を伴うことが予想されるか。

【 予想される 予想されない 判定不能 】

(4) 対象傷病動物の苦痛を緩和する方法を検討したうえで、安楽死処分以外に苦痛の緩和方法がないと二人以上の獣医師が判断した場合。

【 苦痛を緩和する方法がある 苦痛を緩和する方法がない 判定不能 】

(5) その他

()

(6) 検討結果

【 安楽死処置が妥当 安楽死処置は不適當 安楽死処置は保留 】
との結論に達した。

(7) 発意者署名

飼育展示担当係長：

動物診療担当係長：

班 長：

動 物 専 門 員：

(8) 承認者署名

園 長：

飼 育 展 示 課 長：

動物診療担当課長：

生活の質評価シート (HHHHHMMスケール)

○評価実施日

____年 ____月 ____日

○対象動物

種名：____ 愛称：____ 個体 ID：____ 年齢：____ 性別：____

以下の7項目について程度の評価を行い、35点以上であればQOL・動物福祉が保たれていると判断する。

1 痛み・呼吸について

〈判断基準〉

- ・動物の痛みは適切に管理出来るか？
- ・動物は正常に呼吸できるか？酸素供給は適切にできるか？

許容できない

許容できる

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

2 栄養補給について

〈判断基準〉

- ・動物は十分に食べることが出来るか？
- ・食べることが出来ない場合、十分な栄養を適切に栄養チューブや強制給餌で給与できるか？

許容できない

許容できる

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

3 水分補給について

〈判断基準〉

- ・動物は飲水できるか？
- ・飲水が出来ていない場合、皮下補液により適切に水分の補給は出来るか？

許容できない

許容できる

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

4 衛生状態について

〈判断基準〉

- ・動物の衛生状態は保たれているか？
- ・褥瘡等すべての傷は、清潔に保てるか？

許容できない

許容できる

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

5 幸福について

〈判断基準〉

- ・動物は外からの刺激に対し興味を示し反応するか？
- ・動物はその種らしい行動をすることが出来るか？
- ・動物は孤独、退屈、不安、恐怖から解放されているか？

許容できない

許容できる

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

6 可動性について

〈判断基準〉

- ・動物は介助なしで起き上れるか？
- ・中枢神経が障害されている兆候（ふらつき、発作等）はないか？
- ・自力で動けない動物に対し、適切に2時間おきの体位変換は出来るか？

許容できない

許容できる

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

7 体調が良い日の日数が、悪い日の日数を上回っているか？

〈判断基準〉

- ・悪い日の日数が上回っている場合、生活の質が悪化している。

許容できない

許容できる

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

合計スコア： 点

動物福祉評価方法(案)について

一次評価(飼育担当者)

A 動物種ごとの評価

- 考え方・取組の整理・評価
- 記録・資料



5つの要素について
主観・客観的に
考え方を整理し、評価

- マンダラート
- ロジックツリー
- etc



- 飼育マニュアル
- 飼育日誌
- 生涯記録
- 参考文献
- 外部マニュアル
-
-
- etc

二次評価(動物福祉評価委員会)

A 動物種ごとの評価

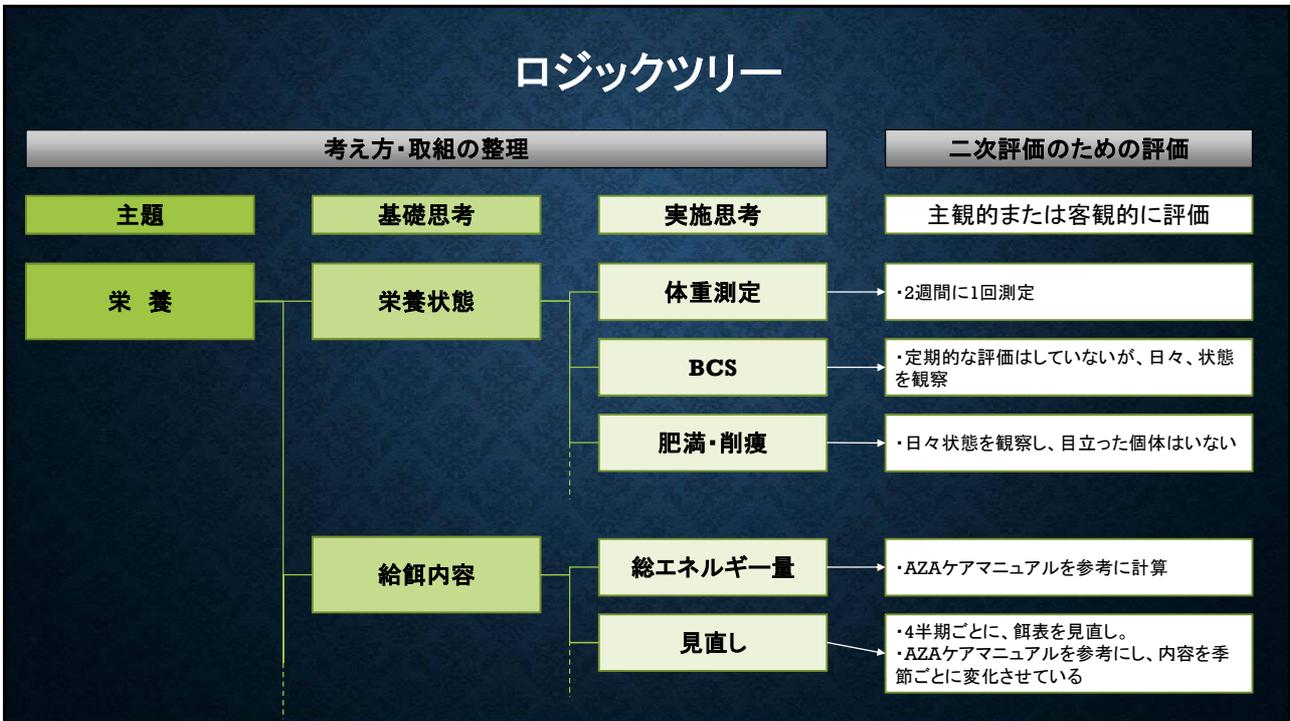
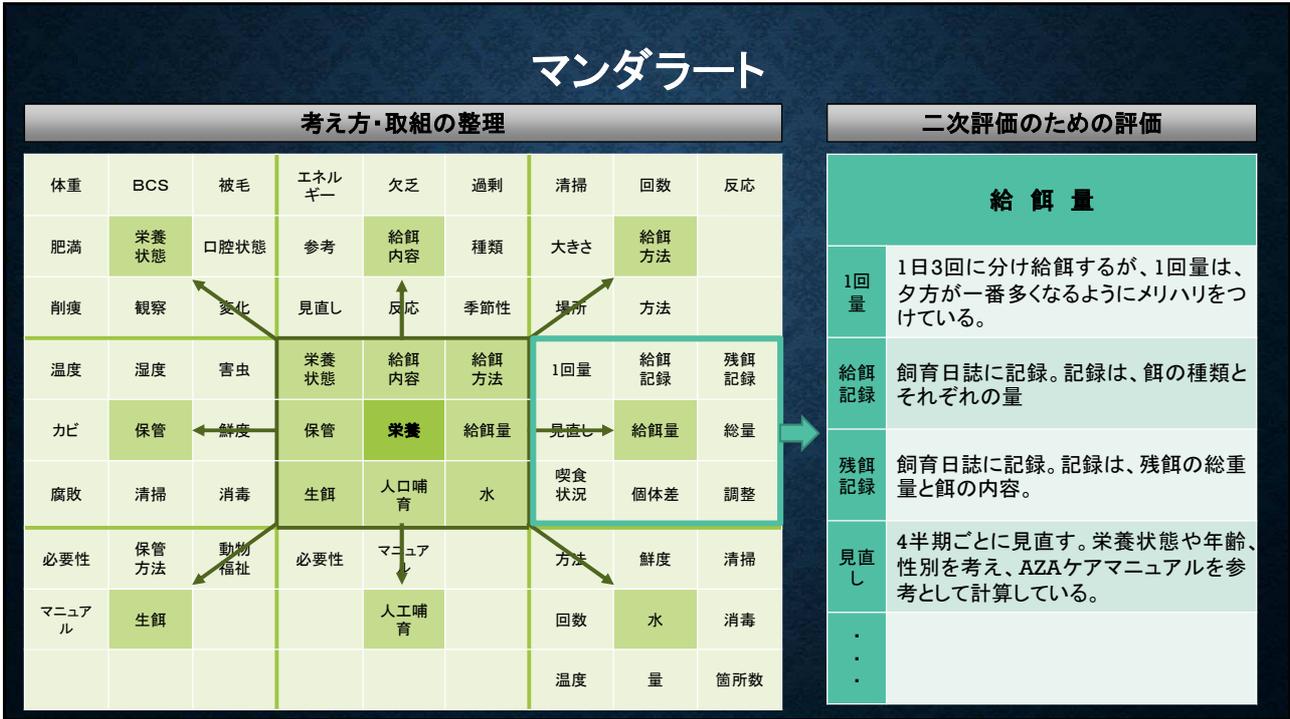
- 一次評価結果
- 各種記録・資料

B 全体(共通設備・体制等)の評価



評価項目(別紙)に沿って、
評価・取りまとめ

※評価項目の評価内容については、
第3者にわかりやすいように整理する。



【二次評価用】動物福祉評価項目(動物種ごと)(案)

1 栄養

(適正な給餌および給水)

- 1-1 給餌計画が整備されており、また、状況に応じて見直されているか？
- 1-2 給餌量は適切であり、消費量も記録され、それらを飼育員等が適切に把握・管理しているか？
- 1-3 動物の身体の状態は全般に良好か？痩せすぎ又は太りすぎの動物はいないか？
- 1-4 餌は種ごと、また個体ごとの栄養上の必要性を満たしているか？
- 1-5 人工哺育が必要な場合、給餌・授乳の手続きは定められているか？
- 1-6 動物の生態上、行動上の必要性を満たす方法で餌と水は提供されているか？

(給餌の衛生管理)

- 1-7 調餌エリアは、最低でも毎日洗い流して、消毒しているか？
- 1-8 餌は適切に保管され、温湿度、劣化、病害虫や有害生物による汚染から守られているか？
- 1-9 給餌場所と水場は衛生的に管理され、同一展示場内で全ての個体が摂取できる数と量がある

(生きた脊椎動物を給餌する場合の注意事項)

- 1-10 生き餌の給餌に際し、施設における倫理的審査が行われているか？

2 環境

(飼育施設の設計)

- 2-1 種による生活様式に応じて、その特性に合った飼い方をしているか？
- 2-2 飼育施設には、動物の日常的な動作を制限することのない適切な広さと空間があるか？
- 2-3 飼育施設が全ての個体に十分な隠れ場所や逃げ場所などを提供するよう配慮されているか？
- 2-4 飼育施設には動物にとって適切な通気と照度とその調節を行っているか？
- 2-5 飼育施設の適正な環境を担保するために必要な機器が適正に維持管理されているか？
- 2-6 飼育環境の温度と湿度が動物にとって適切なレベルに維持されているか？

(飼育施設の衛生管理)

- 2-7 飼育施設は、動物が傷害等を受ける恐れがない安全な構造及び材質で構築されているか？
- 2-8 飼育施設は、年間を通じて定期的に清潔でよく維持管理されているか？(またその記録が保管されていること)
- 2-9 飼育動物は、その種にとって適切な密度で管理されているか？
- 2-10 飼育施設には、その種が本来持つ習性が発現できる機会を提供する環境があるか？

(飼育施設の安全管理と動物の脱出防止等)

- 2-11 動物を収容している飼育施設への門やドアが常時確実に施錠されるなど適切に管理されている
- 2-12 飼育施設は、動物の習性、運動能力などに応じて逸走を防止できる構造及び強度であるか？
- 2-13 飼育施設の門やドアは、動物を安全に収容できる構造及び強度であるか？

(水生動物および海洋動物で特に配慮すべき事項)

- 2-14 水棲動物の飼育施設において、水質に関するしかるべき指標が測定され、適切に維持管理されているか？

(動物の移動)

- 2-15 動物の輸送に関わる設備、容器等は、定期的な清掃の実施及び安全に使用するための作動確認がされているか？
- 2-16 動物の輸送または移動の際は、適切な計画が策定されているか？

3 健康

(獣医学に基づく疾病予防および治療の実施)

- 3-1 傷病個体は治療が施されているか？
- 3-2 必要に応じてワクチン接種を行っているか？
- 3-3 麻酔が必要な場合に必要な手続きは行われているか？
- 3-4 動物が死亡した場合に剖検を行っているか？
- 3-5 必要に応じて病理組織学的検査を行っているか？
- 3-6 疾病、負傷、妊娠、幼齢、高齢等個々の動物の状況に応じてそれぞれに必要な措置を講じている

(飼育管理する動物に対する苦痛の軽減)

- 3-7 審美眼目的で切断・切除は行われていないか？
- 3-8 識別処置を実施する際には、苦痛を最小限にして行っているか？
- 3-9 避妊や去勢を実施する際には、副作用等の影響を考慮して行っているか？

(終生飼育の原則)

- 3-10 安楽死の方法は適切か？

(動物由来感染症対策と衛生動物の防除)

- 3-11 バイオセキュリティに関して、飼料、飲料水、廃棄物及び死亡動物の管理あるいは処理は適切
- 3-12 必要に応じて寄生虫コントロールを行っているか？
- 3-13 衛生動物に関して、施設外からの侵入あるいは、発生防除策をとっているか？

(飼育施設に動物を導入する場合の注意事項)

- 3-14 検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか？

(動物が死亡した場合の取り扱い)

3-15 剖検を行う施設は剖検を実施する場所として適切か？剖検後の死体の処理は適切か？死体を保管する設備はあるか？

(記録の保存)

3-16 飼育員による観察と記録は行われているか？

4 行動

(環境エンリッチメント)

4-1 実施した環境エンリッチメントについての記録およびその評価・見直しを行っているか

(生理生態に配慮した管理)

4-2 群れで生活する種は、適切な構成(数、年齢、性比など)で飼育されているか？

4-3 異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合(混合展には、展示動物の組合せを考慮した収容を行っているか

4-4 混合展示では、群れまたは異なる種間の対立が持続するリスクを回避する(外傷、栄養関係、感染症、逃げ場があるなど)措置がとられているか

4-5 正当な理由がある場合を除き、社会的グループを形成する種は複数個体での収容をしているか

(繁殖および幼齢動物の飼育における配慮)

4-6 適切な繁殖計画が策定されているか

(動物のトレーニング)

4-7 トレーニングに際して、動物に苦痛・ケガを与えていないか？また、訓練を強制していないか？

4-8 動物へ何らかのトレーニングをおこなう場合、目的、方法、回の所要時間などは適切か？

4-9 トレーニングを行なうにあたり人も動物も安全が保たれているか？

4-10 トレーニング内容とその進捗状況は記録されており、定期的な評価を行い、場合によっては内容の見直しがなされているか？

(飼育動物と来園者等との交流)

4-11 利用者が直接接触する機会(ふれあい)を提供する場合の適切な手続きが行われているか？

4-12 動物による演示展示(ショー)、ライド、ふれあいが動物の生態、習性、生理等に配慮して行なわれているか？

4-13 動物を取り扱うのは、定められた飼育担当者もしくはその訓練を受けた担当者のみであるか？

4-14 動物のふれあいに際しては、人と動物双方に対し、有害となる方法での活動を行っていないか

4-15 施設外に飼育動物を連れて行く場合、適切に演示展示やふれあいをおこなっているか？

5 精神状態

5-1 屋内外展示、寝室や予備獣舎などのいずれでも、昼夜を問わず動物が正常な行動パターンおよび様々な動作を発現できるか？

5-2 環境エンリッチメントは定期的に提供されているか？

5-3 動物は健康で、遊び、探索、休息、正常な餌の摂取などの肯定的な行動が観察されるか？

5-4 過剰なグルーミング、忌避、常同行動、過剰な攻撃性、無関心などの否定的な行動が観察されていないか？

6 管理体制

(個体の状況の把握と管理方法)

6-1 全ての飼育個体で詳細な飼養状況や日常的な行動観察を含む日々の記録がつけられ、保管されているか？

6-2 施設に収容されている動物は個体識別されているか？

(収集展示計画)

6-3 施設の内外への動物の移動に関する記録が保管されているか？

(人への危害の防止)

6-4 人に危害を加えるおそれのある動物の飼育施設は、適切な仕切りを設けるなど動物と観覧者が接触できない構造であるか？

6-5 動物捕獲の道具は備えられているか？

(排水等の管理)

6-6 飼育施設の排水施設は安全で適切か？

(適切な飼育管理等のための人員体制)

6-7 飼育担当者はそれぞれの専門分野の発達に伴う最新の知見を備えているか？

(飼育動物の研究)

6-8 研究及び教育のために動物を使用することに関して、適切な手続きが行われているか？

6-9 研究及び教育のために動物を使用することに関して、動物福祉や倫理に配慮するための施策があ

(飼育動物に関する情報提供)

6-10 動物に関する情報提供は、動物福祉に配慮された内容となっているか？

6-11 動物とのふれあいを行う際、来園者が動物福祉に則った行動ができるよう、正しい情報提供ができているか？

6-12 その種本来の生態の理解を阻害するような展示を行っていないか？

【二次評価用】動物福祉評価項目(全体)(案)

1 栄養

(給餌の衛生管理)

- 1-1 餌は適切に保管され、温湿度、劣化、病虫害や有害生物による汚染から守られているか？

2 環境

(飼育施設の衛生管理)

- 2-1 施設内における感染症発生時のマニュアル等があるか？

(飼育施設の安全管理と動物の脱出防止等)

- 2-2 非常時の職員間の連絡体制は整っているか？
2-3 災害発生時の動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策はされているか？
2-4 すべての飼育施設で職員と動物が安全な方法で作業が可能か？

3 健康

(獣医学に基づく疾病予防および治療の実施)

- 3-1 動物飼育施設の規模に応じた動物診療施設か？
3-2 動物飼育施設の規模に応じた獣医師数が確保されているか？
3-3 大学等の高度医療機関との連携は図られているか？
3-4 獣医療法、薬事法、麻向法、展示動物の飼養及び保管に関する基準等の関連法令や基準は遵守されているか？
3-5 動物が死亡した場合に剖検を行っているか？
3-6 必要に応じて病理組織学的検査を行っているか？
3-7 臨床記録、健康管理、疾病上の問題点の点検・見直しは行われているか？

(終生飼育の原則)

- 3-8 動物の安楽死について定めるマニュアルは整備されているか？

(動物由来感染症対策と衛生動物の防除)

- 3-9 バイオセキュリティに関して、飼料、飲料水、廃棄物及び死亡動物の管理あるいは処理は適切
3-10 滅菌や焼却などの設備はあるか？
3-11 衛生動物に関して、施設外からの侵入あるいは、発生防除策をとっているか？

(飼育施設に動物を導入する場合の注意事項)

- 3-12 検疫施設と所定の検疫手続き、検疫マニュアルは整備されているか？

(動物が死亡した場合の取り扱い)

- 3-13 剖検を行う施設は剖検を実施する場所として適切か？剖検後の死体の処理は適切か？死体を保管する設備はあるか？
3-14 動物の死体を骨格標本や剥製化する際の内部手続きは適切に行われているか？

4 行動

- 項目なし

5 精神状態

- 項目なし

6 管理体制

(個体の状況の把握と管理方法)

- 6-1 全ての飼育個体で詳細な飼養状況や日常的な行動観察を含む日々の記録がつけられ、保管されているか？
6-2 園はなんらかの形の展示収集計画を持っているか？

(収集展示計画)

- 6-3 動物の個体群管理が定期的に点検・診断されているか？
6-4 動物の取得および搬出は合法か？
6-5 施設の内外への動物の移動に関する記録が保管されているか？

(人への危害の防止)

- 6-6 動物が脱走した場合の対処手続きマニュアルと装備は備えられているか？
6-7 緊急時に対処する訓練が実施されているか？
6-8 捕獲道具の使用や化学的不動化ができる職員の体制は備わっているか？
6-9 動物捕獲の道具は備えられているか？
6-10 必要に応じて吹き矢、麻酔銃は整備されているか？
6-11 危険動物取り扱いに関する明確な手順書を備えているか？
6-12 職員は動物の健康、基本的な消毒および衛生管理についての教育を受けているか？

(適切な飼育管理等のための人員体制)

- 6-13 職員は適切に監督されているか？
6-14 職員の訓練とさらなる技能向上のための施策はあるか？